

- Q1 **結婚して氏名と本籍地が変わりました。免許状の変更は必要ですか？**
- (A) 氏名・本籍地が変わった場合、授与権者に申請をすることによって、免許状の氏名・本籍地を書換えることは可能です。
ただし、書換え自体は免許法上の義務ではありませんので、必ずしも書換える必要はありません。（通常、戸籍抄本等の氏名・本籍地の変更がわかる公的書類をあわせて提出することにより、免許状の所有確認ができるものと考えられます。）
- Q2 **免許状の氏名（本籍地）を変更したいのですが、どこに申請したらよいですか？**
- (A) 免許状の書換えは、授与権者に申請することによってできます。よって、大分県教育委員会が授与した免許状をお持ちの方については、大分県教育委員会へ書換え申請を行ってください。大分県以外の都道府県から授与されている場合は、当該教育委員会へお問い合わせください。
- Q3 **再交付と書換えは同時にできますか？**
- (A) 再交付と書換えを同時に行うことは可能です。申請書の様式は同じですが、再交付の申請と書換えの申請でそれぞれ提出をしてください（同様に手数料もそれぞれ必要です。）。
- Q4 **私が所有する免許状（新免許状）には、「有効期間の満了の日 令和5年3月31日」と記載されています。教員免許更新制の解消により、私の免許状は有効期限のないものとなっていると思いますが、有効期限の記載のない免許状にかえてもらうことはできますか？**
- (A) 書換えができるのは、氏名または本籍地に変更があった場合のみです。よって、有効期限の記載のない免許状に書換えることはできません。